

(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例（素案）への意見募集結果について

(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例（素案）に対する意見を募集しました。その結果について、以下のとおりお知らせします。

1 募集期間

平成 27 年 9 月 28 日（月）から平成 27 年 10 月 28 日（水）まで

2 募集結果

12 人の方から延べ 53 件のご意見をいただきました。

提出方法	人数	件数（項目数）
持参	2 人	8 件
郵送	1 人	2 件
FAX	5 人	20 件
メール	4 人	23 件
計	12 人	53 件

3 意見概要と市の考え方

提出いただいた意見の概要と、これに対する市の考え方は以下のとおりです。

※提出いただいた意見は、趣旨を損なわないよう要約しました。

（1）全体に関する意見

No	意見の概要	市の考え方
1	市の方針に従わないものは協働性が無いと切り捨てられるようなことがあってはいけない。	「協働のまちづくりの基本原則」の「自主性尊重の原則」および「対等の原則」により、市民と市はお互いの自主性を尊重しながら、対等な関係で協働のまちづくりを進めていきます。

2

市民に身近で市民の多数が参画する自治会の活動は低調かつ閉鎖的で形骸化しているように感じられる。自治会の組織活動の仕組みを早急に改善することが重要ではないか。

自治会・町内会はまちづくりに欠かせない非常に重要な団体と考えています。

このことから、明石市連合自治協議会主導のもと、自治会・町内会の未加入者への対応策を取りまとめた「自治会・町内会加入促進マニュアル」を作成し、自治会・町内会加入者の促進を図っています。

また、自治会・町内会への加入促進以外にも、自治会・町内会の運営のヒントをとりまとめた「自治会・町内会ガイドブック」を明石市連合自治協議会と市で作成したほか、新自治会長が参加する自治会・町内会新会長研修会の開催、自治会長、コミセン運営委員長、校区まちづくり組織会長などが参加する住民自治組織リーダー研修会の開催などにより、自治会・町内会の開放的でより充実した運営に繋がる情報提供を行っています。

3	<p>まちづくり計画の策定をはじめ、小学校区ごとのまちづくりには多岐にわたる人たちが参画する必要があると考える。については、協働のまちづくり推進組織の構成員として、以下のような団体等も参画できることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小学校・幼稚園・保育園の先生 ● 神社仏閣の代表者 ● 青年層（例えば校区居住の青年商工会メンバー、商店主、漁協） ● 校区に所在する企業代表者 	<p>ご意見のとおり、多様な立場の方々が話し合い、協力しながらまちづくりを進めていくことが望ましいと考えます。</p> <p>協働のまちづくり推進組織は、自治会などの地縁による団体、NPO やボランティアなどの分野型団体、個人、企業や商店主、漁協などの事業者など多様な団体や個人で構成されるものと考えています。</p> <p>それぞれの小学校区に合った形で、ご意見にもあるような様々な団体や個人が、いろいろな形（意思決定者として、活動者として、オブザーバーとしてなど）で参画し、連携・協力するような組織を想定しています。</p> <p>このように様々な立場の方々の参画を促すために、協働のまちづくり推進組織の認定にあたり、特定の個人や団体に限定せず希望する誰もが運営に参画できるといった開放性をもった運営に努める旨を認定基準として規定したいと考えます。</p> <p>また、協働のまちづくり推進計画の策定あるいは変更にあたっても、より多くの方々の参画を促して、活動小学校区の住民の意見を聴くように努めるものとする旨の規定を設けていきたいと考えます。</p>

4	<p>神社を拠点とする夏祭りや秋祭り、寺院の歴史的行事など神社仏閣を拠点とする「まちおこし活動」は、当条例に規定する協働のまちづくりの対象となるのかを明らかにして欲しい。</p>	<p>条例では、小学校区で取り組むべきまちづくり活動か否かを協働のまちづくり推進組織で検討し、その結果を協働のまちづくり推進計画に反映する仕組みを定めようとしています。</p> <p>協働のまちづくり推進計画に反映した事業について、市と協議の上、協働のまちづくりの対象となる事業であれば、その内容について協定を締結することができます。</p> <p>つまり、この段階で個別に協議ながら当条例で規定する協働のまちづくりの対象となるか否かを判断することになります。</p> <p>ただ、地域交付金において、宗教色のある経費の支出は認められないことがあります。</p>
5	<p>明石市が行政として取り組むべき課題と協働のまちづくり推進組織が取り組むべき課題は、どのように異なるのか。</p>	<p>市は、主に「公助」の観点から、生活に直結する福祉サービスや介護保険サービスなど市民に公平に提供すべき生活インフラに関するサービスを今後も担っていくものと考えます。</p> <p>一方、協働のまちづくり推進組織は、「共助」の観点から、高齢者の見守り活動や清掃活動、防犯パトロールなど、自らが重点的に解決したい課題を検討し、取り組める範囲でその課題を解決する活動を実施するものと考えます。</p>

6	<p>市は、協働のまちづくり推進組織が取り組むべき課題について、協働のまちづくり推進組織の取り組みの推移を見守る形を考えているのか。</p> <p>また、協働のまちづくり推進組織は多くの課題の一部しか取り組めないと推測するが、協働のまちづくり推進組織で取り組めない課題はどのようになるのか。</p>	<p>協働のまちづくり推進組織は自らが考える課題を、取り組み可能な範囲で解決していくことになりますが、協働のまちづくり推進組織だけで取り組めない課題のうち、公益の観点から解決が必要な課題については、市と協働で解決を図ったり、市民同士で解決を図ったり、あるいは市が解決するなど、状況に応じて対応していくことになると考えます。</p> <p>市としては、公益の観点から解決が必要な課題については、様々な方法で解決に繋げるよう必要な支援を実施したいと考えています。</p>
7	<p>単位自治会が複数の小学校区に分かれている。現状は、両方の校区のまちづくり活動に参加しているが、当条例制定後も同様の対応を求められるのか。この状況を解決して欲しい。</p>	<p>ご意見のとおり、小学校区をまたぐ区域を持つ自治会は市内に複数存在しており、市としても課題であると考えています。</p> <p>その課題解決にあたっては、それぞれの自治会が十分に話し合っていただくことが大切だと考えます。市としても、地域において適切な合意形成が図れるよう、側面から支援してまいりたいと考えます。</p>

8	<p>小学校区をまちづくりの基本的単位としていることで、活動領域を自ら狭くすることを恐れる。中学校区や旧町単位、明石市全体への課題対応も必要であり、小学校区よりも広域の課題への対応の仕組みも織り込むべきではないか。</p>	<p>小学校区を超えたまちづくりの仕組みについては、(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会でも検討が進められましたが、補完性の原則に基づいてどの単位のエリアでブロック化するのが相応しいのかについて、明確な答えを出すことが難しいとの結論となりました。</p> <p>この結論を踏まえ、小学校区単位を超える課題は必ずしも毎回、中学校区単位ではなく、旧町単位でもないという状況において、そのような定期的な会議体を設けることが生産的かどうか、地域の負担に繋がるだけではないのか、という考えもあり、エリアを決めたブロック化を規定することは見送りました。</p> <p>しかしながら、まちづくりは小学校区単位のみで完結するものではありませんので、小学校区を超えた中学校区や旧町単位、市域全体のまちづくりの課題などへも対応していく必要があります。</p> <p>ご意見のとおり、様々な主体がそれぞれのエリアでまちづくりを進めており、その一つ一つの活動が明石のまちづくりを進めていく上で欠かせないものと考えていますが、その意図が伝わりにくいとのご意見を踏まえ、表現を変更します。</p> <p>また、ご意見のとおり、協働のまちづくり推進組織の連合体等のネットワーク化を支援し、課題によって相応しい単位で連携できる体制も検討してみたいと考えます。あわせて、どのような単位の補完が相応しいのかについて、今後も検討を続けたいと考えています。</p>
9	<p>当条例は「小学校区単位」の協働のまちづくりの仕組みに終始し、小学校区を超えた広域的および全市的なまちづくりに関する協働の仕組みが欠落している。</p> <p>協働のまちづくりが「小学校区限定」と間違われかねない条例を制定すれば、明石市の協働のまちづくりは「市民は身近な問題だけを考えておればいい」という歪んだものになりかねない。</p> <p>条例素案第3条「協働のまちづくりの基本理念」や条例素案第4条「協働のまちづくりの基本原則」では、必ずしも「小学校区」限定ではないと読み取れる条例にはなっている。また、条例素案第5条「協働のまちづくり推進の仕組み」の解説の中で、「小学校区単位だけではまちづくりは進められるものではない」旨を記述し、地縁による団体や分野型市民活動団体について触れるなど、小学校区限定の条例ではないということは読み取れるが、それを仕組みとして言及できていない。</p> <p>広域的、全市的な課題についての協働のまちづくりの仕組みには、二つのアプローチがあると考えられる。</p> <p>一つ目は、市内5地区などのような広域的な仕組みは、それぞれのブロックの協働のまちづくり推進組織の連合体をベースにし、全市的課題については、来年度から明石市連合自治協議会から組織変更する、全市的な協働のまちづくり推進組織の連合体をベースにして、行政と対等な関係での協議・調整システムとすることが考えられる。</p> <p>二つ目は、分野別市民活動団体の連合組織</p>	

	<p>を形成し、専門分野を担う市民活動団体との協働を追及する仕組みが考えられる。</p> <p>以上は、一つの提案であるが、条例の検討委員会でも協議対象にならず、今回の条例にこの旨を反映するには間に合わない。よって、「具体的な仕組み」づくりは今後の課題としても、このような観点からの仕組みづくりを今後具現化していく事について、条例のどこかに謳つておくべきではないか。</p>	
10	<p>空間域ごとのまちづくりのあり方も考慮すべきである。</p> <p>一例として、市域全域など様々な範囲で活動する NPO 等分野別の市民活動団体に対する連携・協働や支援の方策に関する記述が乏しい。もっと記載すべきである。</p> <p>一方で、小学校区単位の協働のまちづくり推進組織の記述は厚く、全体として「校区単位の組織の設立を後押しすること＝協働のまちづくり推進の全てである」と考えているような印象を受ける。</p> <p>これは、一つの条の中に、一般的なまちづくりに関することと、校区単位の組織に関することが混在していることが、その印象を強めているように感じる。</p> <p>例えば条例素案第 5 条「協働のまちづくり推進の仕組み」の第 1 項は一般論、第 2 項は校区単位の組織の話、第 3 項は一般論という構成になっている。これは、条例素案第 8 条、条例素案第 9 条も同様である。</p> <p>このようなことから、校区単位の組織に関する規定については協働のまちづくりの方策の一つとして章を分けて規定することが望ましい。</p>	<p>当条例は、自治基本条例に基づいて策定していることから、主に小学校区における協働のまちづくりの仕組みについて定めたものとなっています。</p> <p>一方で、様々な主体がいろいろなエリアでまちづくりを進めており、その一つ一つの活動が明石のまちづくりを進めていく上で欠かせないものと考えています。</p> <p>その旨を「協働のまちづくり推進の仕組み」で規定していましたが、伝わりにくいものとなっているというご意見を踏まえ、様々な空間域でまちづくりが進められていることを盛り込むとともに、詳細については、逐条解説で説明したいと考えています。</p> <p>分野別市民活動団体に対する支援については、地縁による団体や協働のまちづくり推進組織などまちづくりに携わる全ての主体への支援内容と同様に、「意識啓発」「人材育成」「情報の共有」「市民活動の場の提供」など、市による協働のまちづくりへの支援として規定していく考えです。</p>

11	<p>当条例が施行されると、その後は市民が頑張る必要がある。みんなで繋ぎ、継続して、積み上げていく必要がある。</p> <p>そのような中で忘れてはいけないのが市民参画である。地域に限定された市民参画ではなく、市政への市民参画が重要になる。</p>	
12	<p>市民と行政が協働してまちづくりを進める前提条件として、まず「市民の行政への参画」が保障されないといけない。制度的に圧倒的に優位に立つ行政と市民が「対等の立場で協働する」には、まず「参画」を前提とすることを忘れてはならない。</p> <p>このような視点に立てば、当条例に「参画」のことが謳われていないことは不自然であり、条例素案第3条「協働のまちづくりの基本理念」か、条例素案第4条の「協働のまちづくりの基本原則」の中にその旨を規定すべきである。</p>	<p>明石市自治基本条例では、第3章第1節に市政への市民参画について、第3章第2節に地域組織への参画も含めた協働のまちづくりについて別途条例を定めるとしており、平成23年4月1日に市民参画条例を施行し、今回、協働のまちづくり推進条例を制定しようとするものです。</p> <p>ご意見のとおり、市民の市政への参画や地域組織への参画を前提として、協働のまちづくりがあると考えていることから、自治基本条例に紐づく条例として一体的に運用ていきたいと考えています。</p>
13	<p>「地域」という言葉は、範域が様々に解釈できるので、注意して使う必要がある。</p> <p>例えば条例素案第5条第3項に「地域における協働のまちづくりの拠点」とあるが、この「地域」は何を指すのか。</p> <p>また条例素案第22条やその説明文、条例素案第23条第3項第3号にも、「地域の目標」「地域の計画書」「地域内又は地域間」などの文言が見られるが、小学校区のことなのか、それより広域もしくは狭域のものであるのかわからない。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「地域」という表現のうち、削除できるものは削除し、小学校区と限定できるものは小学校区と言い換えるよう変更します。</p> <p>また、ご意見の「地域の目標」「地域の計画」という文言については、「まちづくりの目標」「まちづくりの計画書」などの表現に変更します。</p> <p>なお、エリアを特定できない幅広い解釈が必要な箇所については、引き続き「地域」という表現を使います。</p>

14	<p>小学校区は流動的なものであり、条文の表現としては、「概ね小学校区以下」とのが適切ではないか。</p> <p>また、面識社会という点では、小学校区では広すぎるという声もあり、「概ね小学校区を超えない範囲」と規定している自治体もある。</p>	<p>ご意見のとおり、組織によっては必ずしも正確に小学校区の区域で活動していないケースもあると考えています。</p> <p>「その基本的な活動範囲とする小学校区」といった形で、自治基本条例と同様に「基本的な」という表現を使うことで、「概ね小学校区以下」という意味合いにしたいと考えます。</p>
15	<p>明石市自治基本条例時点からの問題であるが、小学校区単位の地域コミュニティ組織を、一般名称である「協働のまちづくり推進組織」と呼ぶのは多様な協働のまちづくりの全てをここが担うように誤解してしまうので、混乱を生むのではないか。</p> <p>「○○校区住民自治協議会」「○○校区まちづくり協議会」「○○校区地域自治協議会」など、校区を単位とする住民主体の自治組織であることがわかる名称に変更すべきである。</p>	<p>各小学校区の組織の名称は、これまでどおり、「○○校区まちづくり協議会」など、各小学校区で決定した名称で活動されると考えています。</p> <p>これらの組織のうち、一定の要件を満たす組織を「協働のまちづくり推進組織」に認定するものであり、認定にあたって、「○○校区協働のまちづくり推進組織」という形で、組織名称の変更を行うものではありません。そのような組織を総称する呼び方と考えています。</p>

(2) 「第1章 総則」について

16	<p>条例素案第1条について、「協働のまちづくりの推進方策その他必要な事項を定めるものとする。」とあるが、より具体的な表現に変更すべきではないか。</p> <p>該当部分について、「協働のまちづくりの推進方法、市民、事業者等の役割並びに、市及び市職員の責務を明らかにするために必要な事項を定めるものとする。」という内容に変更してはどうか。この中の「市及び市職員の責務」という表現は、市並びに市職員の役割は非常に重要であり、役割よりも責務に近いと考えたためである。</p>	<p>条例素案第1条は趣旨規定であり、明石市自治基本条例の規定に基づく条例であることから、その旨を規定しています。</p>
----	---	---

	<p>「市民活動」や「市民活動団体」という言葉を、協働のまちづくりを担うすべての活動や団体という位置づけとして使っていると思うが、市民が「分野型市民活動団体」と混同してしまう懸念がある。</p>	
17	<p>「市民活動」が、地縁による団体の活動、協働のまちづくり推進組織の活動、分野型市民活動団体の活動など「市民の主体的な活動すべて」を指すことを条例素案第1条で定義してはどうか。あるいは「市民活動」とは別の言葉を使う方が望ましいのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「用語の定義」において、「市民活動」という定義を設け、出来るだけ誤解されない表現を心掛けるとともに、逐条解説で図示化するなど、より理解を得やすい整理を行います。</p>
18	<p>「市民活動」や「社会活動」も定義しておくべきではないか。この種の条例では「市民公益活動」などとして、定義することが一般的である。</p>	
19	<p>条例素案第2条「用語の定義」について、市民活動団体を協働のまちづくり推進組織、地縁による団体、分野型市民活動団体などを包括する言葉として使うのであれば、市民活動団体の説明を協働のまちづくり推進組織の説明よりも前の号に移すべきではないか。</p>	
20	<p>条例素案第2条「用語の定義」の第4号「事業者等」と第9号「事業者」を分けて説明する必要はないのではないか。自治基本条例の用語の定義のとおり「市内において、事業活動又は市民活動を行う者又は団体をいう。」という説明だけで良いのではないか。</p> <p>仮に分けて説明するにしても、「事業者」を先に説明して、「事業者等」を後で説明する順番にすべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、説明すべき内容を精査し、掲載する順序も修正します。</p>
21	<p>条例素案第2条「用語の定義」において、「市」「市長等」の定義がなされているが、条文素案全体で、「市」「市長等」「市長」の使い方が条例素案第2条「用語の定義」で定義する内容と異なるように感じられるので、使い方を整理してはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、内容を見直し、適切な使い方に変更します。</p>

(3) 「第2章 協働のまちづくりの基本理念・原則」について

22	<p>条例素案第4条「協働のまちづくりの基本原則」では、「市民及び市は…」という形で6の原則が規定されている。</p> <p>「市」が条例素案第2条「用語の定義」の第11号にあるとおり、市長等以外に市議会も含むというのであれば、市議会にもこの条例の内容が伝わっているのか。</p> <p>この条例により、基本理念、基本原則が市民と「市」で共有され、協働のまちづくりに生かされることを望む。</p>	<p>条例の内容については、(仮称)明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会で条例内容を検討していた段階から、その検討状況や主な内容について、市議会の常任委員会等で報告してきました。</p> <p>今回の条例素案につきましても、9月の常任委員会で報告を行い、12月議会で条例議案を上程し、議論していただく予定です。</p>
23	<p>条例素案第4条「協働のまちづくりの基本原則」の第6項において「公開の原則」という表現があるが、「情報共有の原則」とすべきではないか。</p> <p>明石市自治基本条例の3つの「自治の基本原則」の一つに「情報の共有」があるとおり、従来の「情報の公開」から「情報の共有」の時代に移行したと考えている。</p>	<p>平成18年の「協働のまちづくり提言」の内容に基づき、「公開の原則」としていましたが、ご意見を踏まえ、「情報共有の原則」に変更します。</p>

(4) 「第3章 協働のまちづくり推進の仕組み」について

24	<p>条例素案第5条「協働のまちづくり推進の仕組み」の第1項について、「連携・協力しながら、まちづくりを進めるものとする。」という表現を「連携・協力しながら、市と情報交換・連携し、まちづくりを進めるものとする。」という表現に変更してはどうか。</p> <p>まちづくりの担い手にとって市との連携・協力は必要不可欠である。</p>	<p>ご意見のとおり、まちづくりにおいて市民と市が情報交換していくことは非常に重要であるため、市民活動に必要な情報を市民に公開する旨の規定を設けていく考えです。</p>
----	--	--

25	<p>条例素案「第3章 协働のまちづくり推進の仕組み」は「第3章 协働のまちづくりの推進」と変更すべきではないか。</p> <p>そのうえで、条例素案第6条の第1項を条例素案第5条の第1項に吸収し、条例素案第6条の第2項を条例素案第5条の第2項に移すことで、条例素案第5条と条例素案第6条を一本化して、「協働のまちづくり推進の仕組み」を「市民の役割」にタイトル変更してはどうか。</p> <p>条例素案第5条第1項の「まちづくりを担う全ての団体や個人、事業者等は」という表現は「市民は」という表現に変更すべきではないか。</p> <p>条例素案第5条の第3項にある小学校区コミュニティ・センターに関する規定は、「市民は、小学校区コミュニティ・センターを拠点として、地域における協働のまちづくりを推進する。ただし、地域の実態を踏まえ、協働のまちづくりをより一層効果的に推進することができる場合は、小学校区コミュニティ・センター以外の地域の施設を協働のまちづくりの拠点とすることができる。」という内容に変更してはどうか。</p>	<p>「協働のまちづくり推進の仕組み」の内容と「市民の役割」の内容が重複しているのではないかとのご意見ですが、「協働のまちづくり推進の仕組み」はまちづくりに取り組む様々な主体が自らの活動範囲で特性を生かしながら活動していく事が重要であることを伝えているものです。</p> <p>一方、「市民の役割」は自主的かつ主体的にまちづくりに取り組むことと他の主体と協働してまちづくりに取り組むことを伝えているものです。</p> <p>これらの意図の違いが理解しやすいように、「協働のまちづくり推進の仕組み」の内容について、表現を変更します。</p> <p>なお、「小学校区コミュニティ・センターに関する規定」につきましては、自治基本条例の表現にできるだけ合わせたいと考えています。</p>
26	<p>条例素案第5条「協働のまちづくり推進の仕組み」については、協働のまちづくりをどのように推進していくのかについて、全般的なことを記載する箇所だと理解している。</p> <p>しかし、内容が小学校区を基本単位とする協働のまちづくり推進組織及びその拠点のことしか記載されておらず、市全域で活動する分野型市民活動団体等のことを考慮していないかのように見える。</p> <p>条例素案第5条の内容を小学校区やコミュニティ・センターを拠点とする内容のみとするのであれば、それぞれの役割を記載した条例素案第12条のあとに移してはどうか。</p>	<p>ご意見のとおり、「協働のまちづくり推進の仕組み」は、協働のまちづくりをどのように推進していくのかについて、全般的なことを記載する箇所だと考えています。</p> <p>「協働のまちづくり推進の仕組み」は協働のまちづくり推進組織だけでなく、分野型市民活動団体や地縁による団体など、様々な主体によるそれぞれの活動範囲に応じた活動がまちづくりには重要である旨を規定した内容ですが、意図が伝わりにくいため、表現を変更します。</p>

27	<p>条例素案第6条「市民の役割」の第1項について、「市民は、自主的かつ主体的に…」という表現を「協働のまちづくり推進組織を構成する市民は、自治会・町内会会員が重要な役割を果たしたものであり、自主的かつ主体的に…」という表現に変更して欲しい。</p> <p>条例全体として、自治会・町内会の記載が少ない。現実にまちづくりにおいては、自治会・町内会は重要な役割を果たすと思うので、条例素案第6条に自治会・町内会という文言を取り込んで強調して欲しい。</p>	<p>ご意見のとおり、自治会・町内会がまちづくりに重要な役割を果たしており、今後も同様であると考えています。</p> <p>このことから、「協働のまちづくり推進組織の構成員」に、「自治会・町内会が協働のまちづくり推進組織の主要な団体であり、地域住民は自治会・町内会などのコミュニティ活動に自主的かつ主体的に参画するように努めること」を規定しています。</p>
28	<p>条例素案第6条に「市民は、自主的かつ主体的にまちづくりに取り組むとともに…協働してまちづくりに取り組むよう努めるものとする。」とあるが、個人の努力義務ではなく、義務として責任を明確にしておくべきではないか。</p> <p>そうでないと、どの団体にも所属しない市民の協働のまちづくりへの参画、活動の手法は従来と同じで、市民の協働のまちづくりへの寄与は大きく期待できないのではないか。</p>	<p>まちづくりに参画することは、市民の自由な意思に基づく権利であり、強制されるべきではないことから、まちづくりへの取組みを義務化する表現への変更は難しいと考えます。</p> <p>しかし、ご意見のとおり、どの団体にも所属しない市民にまちづくりへの参画を促すことは大切であると考えます。</p> <p>市としては、「意識啓発」にもあるとおり、今後も、市民のまちづくりに関する関心を高められるように、様々な工夫を行っていきたいと考えます。</p>

29	<p>条例素案第6条「市民の役割」は全ての市民が担う役割とされているが、市民が役割を理解するには、かなりのPRや取り組みが必要になると考える。どのようなPRや取り組みを考えているのか。</p>	<p>ご意見のとおり、当条例の内容及びその中に規定される市民の役割を可能な限り多くの市民に理解していただくことは非常に重要であると考えています。</p> <p>これまで、市の協働に関する考え方などは、市ホームページで紹介しているほか、新自治会長が参加する自治会・町内会新会長研修会や自治会長やコミセン運営委員長、校区連合高年クラブ代表、民生・児童委員地区会長、小学校区単位のまちづくり組織の会長などが参加する住民自治組織リーダー研修会、一般市民を対象とした協働のまちづくり研修、出前講座の実施、小学校区単位のまちづくり組織の会議での説明などにより啓発してきました。</p> <p>今後もこれらの手法などにより当条例の内容を浸透させていきたいと考えています。</p> <p>また、市民の皆さんから、より効果的なPR方法等のご意見もいただきながら、更なる理解を促していきたいと考えています。</p>
30	<p>条例素案第7条の「協働のまちづくり推進組織の役割」の中の「当該協働のまちづくり推進組織が担う基本的な単位における全ての市民を対象として」という表現は、簡単な内容を複雑にしているので「小学校区における全ての市民を対象として」に変更すべきである。</p> <p>また、条例素案第7条の「協働のまちづくり推進組織の役割」は条例素案「第5章 協働のまちづくり推進組織」の第1節に移すべきである。協働のまちづくりに関する内容は第5章に集約するのが当然である。</p> <p>この役割を条例素案第5章に移せば、協働のまちづくり推進組織そのものの規定が明確に位置付けられるという効果も得られる。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「協働のまちづくり推進組織の役割」の「当該協働のまちづくり推進組織が担う基本的な単位における全ての市民を対象として」という表現は、わかりやすい表現に変更します。</p> <p>なお、「協働のまちづくり推進組織の役割」を反映する場所については、まず、地縁による団体や分野型市民活動団体など他のまちづくりに携わる主体と同様に、同じ章で対等に紹介する形をとりたいと考えています。</p>

31	<p>第8条「地縁による団体の役割」について、小学校区単位の協働のまちづくり推進組織の中で、自治会・町内会は「地域の住民を組織する最少単位の住民団体」であることを明確にしておく方が良い。</p> <p>既に、校区連合自治会という広域的な自治会組織は解消し、協働のまちづくり推進組織に一本化することを明確にした点は賢明であるが、他都市の混乱を考えると、自治会は単位自治会に大きな意味があることを明記しておく方が良い。</p>	<p>自治会・町内会はまちづくりに欠かせない非常に重要な団体と考えています。</p> <p>このことから、「協働のまちづくり推進組織の構成員」において、自治会・町内会が協働のまちづくり推進組織を構成する主要な団体であることを規定しています。</p>
32	<p>条例素案第11条「中間支援組織の役割」の中間支援組織として明石コミュニティ創造協会を想定した。しかしながら、明石コミュニティ創造協会では、条例素案第11条に規定する中間支援組織の役割を果たすことは出来ないのではないか。運営、担い手、理事会など条例素案第11条に応じた組織にする必要があると考える。</p> <p>例えば、福祉に関する事業を実施するのであれば、その専門性を考えて明石市社会福祉協議会が中間支援組織としての役割を担う方が相応しいのではないか。</p>	<p>現在、明石市では明石コミュニティ創造協会が中間支援組織として活動していますが、「中間支援組織の役割」については、明石コミュニティ創造協会に特定して規定したものではありません。</p> <p>他市においても複数の中間支援組織が活動している事例も見られることから、特定のまちづくり分野に強みを持つ団体や、地域の組織づくりに強みを持つ団体など様々な団体が「中間支援組織の役割」に規定する役割を担うことも考えられます。</p>
33	<p>条例素案第12条のタイトルである「市長等の役割」という表現は、「市長等の責務」に変更するべきである。</p>	<p>「協働のまちづくりの基本原則」の「対等の原則」に基づき、市民や協働のまちづくり推進組織、地縁による団体、分野型市民活動団体など、まちづくりに携わる各主体の役割については、全てが対等であるべきとの考え方から市長等も含めて「役割」と表現しました。</p>

(5) 「第4章 市による協働のまちづくりへの支援・環境整備」について

34	<p>条例素案第4章は一般的な協働のまちづくりへの支援内容を記載しているが、具体策の記載が殆どない。</p> <p>明石市自治基本条例では、「協働の仕組みづくり」「まちづくりのための基盤整備」「市民活動の支援」「職員の意識を高める」等の文言が規定されているが、当条例において、何が「仕組み」や「基盤」で、それを「どう整備するのか」が明確でないように思う。</p> <p>条例素案第5条「協働のまちづくり推進の仕組み」に規定している「適切な役割分担」や「連携・協力」は「仕組み」ではなく理念や原則ではないのか。</p>	<p>明石市自治基本条例では、「協働の仕組みづくり」「まちづくりのための基盤整備」などの文言が規定されていますので、ご意見を踏まえ、条例素案第12条「市長等の役割」の中の表現も自治基本条例の内容に合わせて変更します。あわせて基盤整備と市民活動への支援の内容を規定する旨を追記します。</p> <p>協働のまちづくりへの支援内容ですが、例えば、「意識啓発」の「市民の協働のまちづくりに対する理解と関心を深める」と、「人材育成」の中の、「職員の意識を高め、育成する」と、「情報の共有」の「市民が情報共有できるネットワークづくりに努める」と、「市民活動の場の提供」の「市民活動を行うための場を提供する」ことなどは、まちづくりを進める上での基盤整備にあたると考えます。</p> <p>仕組みにつきましては、市民と市、市民同士がそれぞれの活動範囲に応じて役割を果たすとともに、それが連携を強化することが重要であると考えます。</p> <p>その活動範囲の一つに小学校区があり、地域の多岐にわたる課題を解決するための組織を設置すること、が仕組みとして必要と考えます。</p> <p>ご意見を踏まえ、このような旨をより的確に表現できるような内容に変更します。</p>
----	--	--

35	<p>条例素案第4章に「市職員は自らの居住地区において、率先してまちづくりに取り組むよう努めるものとする。」という条文を追記して欲しい。</p> <p>「協働のまちづくり」を推進するには、一市民として地域で汗をかき、現場の声を市へ持ち帰り、市政へと反映させるべきであると考える。</p>	<p>ご意見のとおり、現場を意識することも大事なので、「人材育成」で規定していますが、職員の協働のまちづくりに関する意識や知識、能力を高めていきたいと考えます。</p>
36	<p>条例素案第4章のタイトルである「市による協働のまちづくりへの支援・環境整備」という表現を「市による協働のまちづくりへの責務」と変更すべきである。</p> <p>支援・環境整備はまちづくり計画を推進するための手段に過ぎなく、市の責務であることを強調すべきである。</p>	<p>タイトル等表現については、自治基本条例の規定との整合性を図ったものとしています。</p>
37	<p>条例素案第17条「協働事業の創出」の説明文に「市が協働できる事業を創出することで、市民活動団体の運営支援に努めること」とあるが、これはおかしい。</p> <p>協働事業の目的は、協働によって政策効果を高めることで、市民活動団体の支援のために行うものではない。この説明文の内容を改定すべきである。</p>	<p>ご意見を踏まえ、逐条解説においては、「政策効果を高める目的」である旨を記載します。</p> <p>さらに、市からの支援に位置づけるには相応しくないため、「市長等の役割」の中に移します。</p>

(6) 「第5章 協働のまちづくり推進組織」について

38

条例素案第18条の第3項について、個別の利益に寄与することを禁じるのは、まず、協働のまちづくり推進組織に対してであり、次に構成員に対してである。

この規程は、「協働のまちづくり推進組織及びその構成員は、協働のまちづくり推進の活動において、特定団体、特定個人の経済的、政治的及び宗教的な利益に寄与することを目的として活動してはならないものとする。」と内容を変更し、「協働のまちづくり推進組織の役割」の中に反映すべきではないか。

ただし、そもそも構成員は、自らの組織や活動に寄与する何かがあるから参加しているのではないか。例えば、自らの組織や活動の広報による組織の拡充や、他の組織との交流などが挙げられるが、目的としてはならない利益について、「経済的、政治的、宗教的」という形で特定しておく必要がある。

ご意見を踏まえ、組織認定の要件として、「特定の個人又は団体の利益に寄与することを目的としないこと」という内容を付け加えます。

なお、「経済的、政治的、宗教的」という表現については、逐条解説に記載することを検討します。

39	<p>協働のまちづくり推進組織の組織としての性格づけが曖昧である。地域自治の単位と位置付けるなら、構成員は「当該校区の全ての住民（世帯ではなく個人）」となるはずであるが、それが明確ではない。</p> <p>条例素案第22条「協働のまちづくり推進計画の策定」の第2項第2号には「(協働のまちづくり推進計画について) 全ての対象小学校区住民に意見を述べる機会を与える」とあるので、全住民が構成員という解釈もできるが、全住民が構成員である旨を条例素案第18条「協働のまちづくり推進組織の構成員」の中に明記すべきではないか。</p> <p>運営母体（執行部、各活動部会）については条例素案第18条第1項にあるように、既存団体のほか個人の有志、住民以外の市民や事業者等にも広く門戸を開くべきである。このように従来の小学校区単位のまちづくり組織との違いを図表などで明確にすべきである。</p>	<p>協働のまちづくり推進組織の構成員については、「(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例に関する提言書」の「検討委員会の考え方」の中で、「市が参加団体を詳細に決めない」ということが記載されています。</p> <p>したがって、地域の皆さんで話し合っていただき、実情に応じた形で構成員を決定していただくことが望ましいと考えます。</p> <p>しかしながら、ご意見のとおり組織運営や活動にあたっては広く門戸を開くことが重要であり、協働のまちづくり推進計画の策定にあたっては「活動小学校区の住民の意見を聞く」こと、また組織認定要件として「特定の個人又は団体に限定せず運営や活動に参画できる」ことを規定しています。</p> <p>なお、ご意見を踏まえ、従来の小学校区単位のまちづくり組織との違いについては、逐条解説で図表などを用いて解説することを検討します。</p>
40	<p>条例素案第19条「協働のまちづくり推進組織の認定」の第1項について、「一小学校区について一団体に限り認定することができる。」という表現を、「一小学校区について一団体に限り認定する。」という表現に変更すべきである。</p>	<p>「協働のまちづくり推進組織の認定」については、(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会での、「協定を締結する対等なパートナーとして認定する」という意見を汲んで、「できる」と表現したものです。</p> <p>しかしながら、ご意見のとおり、「一小学校区について一団体」というのは明確に規定すべき内容なので、「一小学校区について一団体に限り認定する。」という内容は別に項を立てて規定するよう変更します。</p>

41	<p>条例素案第 22 条に「地域の目標、課題解決の方針及び施策方針等を定めた協働のまちづくり推進計画を策定するものとする」とあるが、どのようなもののかを明確にする必要があるのではないか。</p> <p>協働のまちづくり推進計画で遂行される施策がどのようなものなのか具体例を挙げて示さないと、長期総合計画など従来の市の計画との違いがわかりにくのではないか。</p>	<p>協働のまちづくり推進計画は、地域の方々がその地域の課題を話し合い、実情に応じて、その解決策をみんなで考えて策定するものです。</p> <p>地域の方の創意工夫と自由な発想で策定していただきたいと考えています。</p>
42	<p>条例素案第 22 条「協働のまちづくり推進計画の策定」の各項の表現は相応しくないと感じる。</p> <p>条例素案第 2 条「用語の定義」の第 1 号の「協働」という用語説明にあるとおり、「それぞれを尊重しあいながら」「共に考え、共に力をあわせる」ことが重要であり、その定義に沿わない表現は修正すべきである。</p> <p>例えば、条例素案第 22 条第 2 項の「遵守しなければならない」という表現は、条例素案第 3 条「基本理念」、条例素案第 4 条「基本原則」と矛盾するのではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「計画を策定するものとする」という表現を、「策定するように努める」という表現に変更します。</p> <p>ご意見の「遵守しなければならない」という表現については、「基本理念」等を踏まえて変更します。</p>
43	<p>条例素案第 22 条「協働のまちづくり推進計画の策定」の第 3 項について、長期総合計画は 10 年、その他の個別計画は 3~5 年と計画期間は様々である。</p> <p>協働のまちづくり推進計画は柔軟性をもった計画であるべきではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、協働のまちづくり推進計画は、柔軟性をもった計画であり、それを踏まえて、地域の方々がその地域の課題を話し合い、実情に応じて、その解決策をみんなで考えて策定していただきたいと考えています。</p>

44	<p>条例素案第 22 条「協働のまちづくり推進計画の策定」の第 2 項第 4 号について、「周辺におけるまちづくりに支障となるおそれがないこと。」とはどのようなことを指しているのか。</p>	<p>「周辺におけるまちづくりに支障となるおそれがないこと」とは、例えば、小学校区をまたぐ池の活用方法について、隣の校区と整合が取れていない、といったような状況を想定しています。</p>
45	<p>条例素案第 22 条「協働のまちづくり推進計画の策定」の第 4 項について、周辺との支障が生じないように、周辺の協働のまちづくり推進組織との情報交換会が必要になるのではないか。</p>	<p>このような場合、周辺との支障が生じないように、情報交換しながらまちづくりを進めさせていただく必要があると考えています。</p> <p>そこで、必要な連携が取れるように、市民同士が情報を発信し、共有できるネットワークづくりを支援していきたいと考えています。</p>
46	<p>(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例検討委員会から提出された「(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例に関する提言書」の 4 ページにある「社会的な課題」とはどのような内容やジャンルを指すのか。</p> <p>その内容と条例素案第 23 条「協働のまちづくり推進計画に基づく協定の締結」の第 3 項各号に掲げる事業は同じものなのか。同じであるならば、協働のまちづくり推進組織に課せられる責任が重すぎるのではないか。</p> <p>一方で、第 3 項各号の中から「できるものを一つだけでも」というのであれば、事業内容は幻想的なものになってしまうのではないか。</p>	<p>「社会的な課題」とは「(仮称) 明石市協働のまちづくり推進条例に関する提言書」にも記載されているとおり、従来から地域で取り組まれている防災や防犯、ごみ減量、ごみリサイクルなどの他、障がい者の方々の社会参加、児童虐待、セルフネグレクトなど社会的包摂の観点から取り組むべき課題などを指します。</p> <p>「協働のまちづくり推進計画に基づく協定」では、上記のような課題に対して、協働で解決する事業を記載していましたが、地域の自由な活動を推進するため、条文には盛り込みます、逐条解説等に記載することを検討します。</p> <p>協働のまちづくり推進組織は自らが考える課題を、取り組み可能な範囲で解決していくことになりますが、協働のまちづくり推進組織だけで取り組めない課題のうち、公益の観点から解決が必要な課題については、市と協働で解決を図ったり、市民同士で解決を図ったり、あるいは市が解決するなど、状況に応じて対応していくことになると考えます。</p>

47	<p>単位自治会が複数の小学校区に分かれている場合、条例素案第 23 条「協働のまちづくり推進計画に基づく協定の締結」の第 3 項各号に掲げる取り組みで住民が受けるサービスは、同じ単位自治会住民でも、所属する小学校区によって異なることになると推察されるが、同等であるべきではないかと考える。</p> <p>とりわけ、生活に直結する福祉サービスや介護保険サービスなどは同等であるべきではないか。</p> <p>もし、サービスが同等ではないのであれば、住民がどちらかの校区のサービスを選択できるようにすべきではないか。</p>	<p>基本的には、生活に直結する福祉サービスや介護保険サービスなど市民に公平に提供すべき生活インフラに関わるサービスは今後も市が担っていくものと考えています。</p>
48	<p>協働のまちづくり推進計画に基づく協定について、行政が何をするのかわからない。条例素案第 23 条「協働のまちづくり推進計画に基づく協定の締結」の第 3 項各号に規定されている事業に関して、協働のまちづくり推進組織と市長等が協働する事業について協定を締結するという意味なのか。</p> <p>協働のまちづくり推進計画には、民一民の協働によって実施する、行政の関与の必要が不要ない事業も記載されてくると考える。このような事業については協定の対象外、つまり地域交付金の交付対象外となるのか。</p>	<p>事業の実施にあたっては、市民と市、市民同士など、様々な形の協働がありますが、その内容が住民の福祉の向上に繋がる、公益に資する事業であるという事になれば、地域交付金の交付対象事業になると考えます。</p> <p>なお、「協働のまちづくり推進計画に基づく協定の締結」に例示として規定している事業については、ご意見のとおりの意図で記載していましたが、地域の自由な活動を推進するため、条文には盛り込みず、逐条解説等に記載することを検討します。</p>

49	<p>①条例素案第 23 条「協働のまちづくり推進計画に基づく協定の締結」に規定される協定を締結するメリットは何か。</p> <p>②地域交付金制度の創設に伴い、既存の地域への補助金・助成金は整理統合されるのか。</p> <p>③この協定を締結しない場合、条例素案第 23 条「協働のまちづくり推進計画に基づく協定の締結」の第 3 項各号における、市長等が行政責任として行うミニマムの水準はどの程度のものになるのか。</p> <p>上記の 3 点について内容が明らかにならないと、「協定を締結するのは面倒」と思われるてしまう可能性があるのではないか。</p>	<p>協定を締結することで、地域で優先的に取り組む課題を明確にし、より効果的にまちづくりが進められます。その支援の一つとして、地域交付金の交付も受けられることになります。</p> <p>地域交付金については、地域の方々の意見を伺いながら、既存の補助金や助成金を統合していくことを想定しています。</p> <p>協定を締結しない場合においても、生活に直結する福祉サービスや介護保険サービスなど市民に公平に提供すべき生活インフラに関するサービスは、基本的には今後も市が担っていくべきものであると考えています。</p>
50	<p>条例素案「第 5 章 協働のまちづくり推進組織」の中に、「地域事務局」に関する記述と「明石市連合まちづくり協議会」に関する記述を付け加えるべきである。</p> <p>「地域事務局」については、現在明石市が進めている施策であり、現在取り組んでいる校区の反省点を踏まえて条文を制定する必要がある。</p> <p>「明石市連合まちづくり協議会」については、現在、明石市連合自治協議会で検討している「市連合の方向性を考える部会」における検討内容を条例化する必要があると考える。現在の明石市連合自治協議会は任意の団体であり根拠法令がない。検討を進めている「明石市連合まちづくり協議会」は条例の中に記載し、法定の団体として欲しい。</p>	<p>「地域事務局支援事業」では、小学校区単位のまちづくり組織が事務員を雇用する際の人事費等を補助していますが、今後、取組み小学校区の事例をさらに精査し、改善点を明確にした上で、制度に反映していきたいと考えます。</p> <p>「明石市連合まちづくり協議会」については、担う役割などが明確になっていない状況であり、現状において条例に規定することは難しいと考えます。</p>

51	<p>地域交付金に関する詳細な規定が多く、規則や細則、要項等で規定するような内容までもが条例に規定されている。これでは地域交付金のための条例と捉えられかねない。</p> <p>協働のまちづくり協定や地域交付金に関する規定のうち、条例に規定するもの、条例外に規定するものを整理し、同箇所における分量を減らすべきではないか。</p>	<p>地域交付金は各小学校区の特性に応じたまちづくりが展開できるよう、出来る限り使途や目的を限定せず、各小学校区の裁量で、小学校区で取り組みたいと思われるまちづくりの分野に重点的に資金を配分し、活動していくことができる制度であり、特定目的のみに使える従来の各種補助金とは異なる制度です。また、その額は、各種補助金を統合していく中で、拡大していくものと考えています。</p> <p>このように従来の制度とは異なるものであり、制度の全体像を条例である程度示す必要があることから、当該内容を規定しています。</p>
52	<p>条例素案第 27 条「地域交付金の交付対象者及び対象事業」に「協定に定められた事業に交付する」とあるが、協働のまちづくり推進組織や校区まちづくり組織に対して、事業費とは別に運営費（人件費）を交付すべきではないか。</p>	<p>市では、協働のまちづくり推進組織や小学校区単位のまちづくり組織の運営をより安定させ、より充実した取り組みを行うためには、組織で事務員を雇用し、まちづくりに取り組んでいくことが有効であると考えています。</p> <p>このことから、平成 26 年度から「地域事務局支援事業補助金」制度を開始し、小学校区単位のまちづくり組織が事務員を雇用する際の人件費等を補助しています。</p> <p>地域交付金制度の開始後も、希望する小学校区に対しては、このような事務員の雇用に対する補助等を実施していきたいと考えています。</p>
53	<p>条例素案第 27 条の「地域交付金の交付対象者及び対象事業」について、協働のまちづくり推進組織の運営に係る経費に対する助成や一括化する補助金に関する規定がない。条例に規定がなくとも支出は可能であるが、関係者が不安に感じないように、これらの内容は説明の中で記述しておくべきではないか。</p>	<p>今後、小学校区単位のまちづくり組織と情報共有しながら、規則や事務手引等の規定を整備していきたいと考えています。</p>